

建設工事におけるダンピング（低価格入札）の抑制強化について

京都府では、予定価格1億円以上の建設工事の競争入札に低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格未満で応札した全ての者に低入札価格調査資料を求め、契約に適合した履行がなされないおそれがないか調査した上で契約しているところですが、今回の低入札調査制度に係る価格算定基準の引き上げに併せて、安易な低価格入札を防止し、契約後の品質管理体制等を担保するため、下記のとおり、ダンピング（低価格入札）の抑制強化を行います。

記

1 低入札価格調査資料を提出できなかった者等に対する指名停止等の実施

【措置内容】

- ① 低入札価格調査時に、その価格で契約に適合した履行が可能であることを示す資料が提出期限までに提出できなかった者
- ② 補助技術者の配置ができない等の理由により申出書を提出する者に対し、下記の指名停止等を実施
 - 1回目 口頭注意（入札執行機関の長による）
 - 2回目 文書注意（指名停止措置要領に基づく文書注意）
 - 3回目 指名停止（2ヶ月）

[ただし、1年間上記措置がない者は、履歴を抹消する]

2 低入札価格調査を経て契約した者に対する監視強化

【措置内容】

- 低入札価格調査資料の内容変更における監督職員による事前確認の実施
- 段階確認や完成検査時の体制強化、随時検査の実施、下請への支払状況確認等、監督及び検査における監視強化
- 資料記載内容と施工体制に相違が認められる者への指名停止を要領に明記

<参考> 従来から実施しているダンピング対策

- ・ 工事完了まで、下請へのしわ寄せ実態等の把握
- ・ 請負者に現場専任技術者の増員を義務化
- ・ 前金払の限度額を2割に引き下げ（通常4割）

3 適用

平成22年1月4日以降に資格確認通知を行う建設工事から適用

★ 1億円以上の工事の入札に当たっての注意事項 ★

- 資料提出期限(開札日の5日後)までに、低入札価格調査資料を提出できない者(資料に一部でも不備があれば受け付けません)は、上記のペナルティを受けることとなります。(事情聴取時に指定する追加資料等が提出できない場合も同様です。)
- 低入札価格調査を経て契約する場合は、専任の補助技術者を配置しなければなりません。(JVの場合は全ての構成員が補助技術者を配置する必要があります。)